

公益法人を巡る近年の状況について

令和元年12月24日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

目次

- | | |
|------------------------|------|
| 1. 公益法人の概況 | p.2 |
| 2. 公益法人のガバナンスと行政庁による監督 | p.12 |
| 3. 公益法人に対する寄附税制 | p.19 |
| 4. その他 | p.24 |

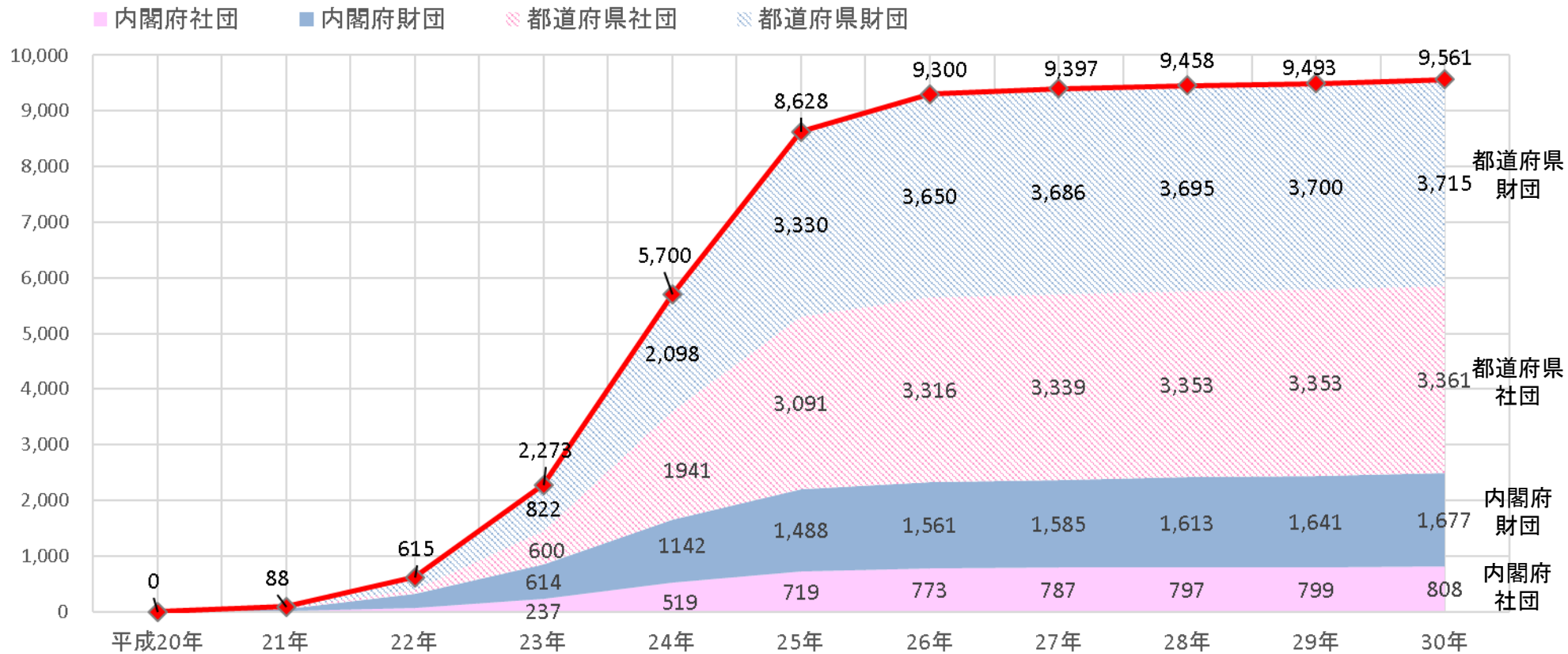
現在の公益法人数

公益法人数

| | 社 団 | 財 団 | 合 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 内閣府所管 | 808 | 1, 677 | 2, 485 |
| 都道府県所管 | 3, 361 | 3, 715 | 7, 076 |
| 合計 | 4, 169 | 5, 392 | 9, 561 |

※平成30年12月1日時点

公益法人数の推移



| 年(平成) | | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|-------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 都道府県 | 財団 | 0 | 29 | 230 | 822 | 2,098 | 3,330 | 3,650 | 3,686 | 3,695 | 3,700 | 3,715 |
| | 社団 | 0 | 15 | 72 | 600 | 1,941 | 3,091 | 3,316 | 3,339 | 3,353 | 3,353 | 3,361 |
| | 計 | 0 | 44 | 302 | 1,422 | 4,039 | 6,421 | 6,966 | 7,025 | 7,048 | 7,053 | 7,076 |
| 内閣府 | 財団 | 0 | 36 | 242 | 614 | 1,142 | 1,488 | 1,561 | 1,585 | 1,613 | 1,641 | 1,677 |
| | 社団 | 0 | 8 | 71 | 237 | 519 | 719 | 773 | 787 | 797 | 799 | 808 |
| | 計 | 0 | 44 | 313 | 851 | 1,661 | 2,207 | 2,334 | 2,372 | 2,410 | 2,440 | 2,485 |
| 合計 | 財団 | 0 | 65 | 472 | 1,436 | 3,240 | 4,818 | 5,211 | 5,271 | 5,308 | 5,341 | 5,392 |
| | 社団 | 0 | 23 | 143 | 837 | 2,460 | 3,810 | 4,089 | 4,126 | 4,150 | 4,152 | 4,169 |
| | 計 | 0 | 88 | 615 | 2,273 | 5,700 | 8,628 | 9,300 | 9,397 | 9,458 | 9,493 | 9,561 |

* 各年12月1日現在の法人数

公益目的事業費用別の法人数(社団・財団別)

公益目的事業を費用規模別にみると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

| | | 法人数 | 合計額 (百万円) | 平均値 (百万円) | 中央値 (百万円) | 1千万円 未満 | 1千万円 以上5千万 円未満 | 5千万円以 上1億円未 満 | 1億円以上 5億円未満 | 5億円以上 10億円未満 | 10億円以上 |
|------|----|-------------------|--------------|--------------|--------------|------------------|----------------------|---------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 内閣府 | 社団 | 801 | 609,203 | 761 | 79 | 71 | 227 | 146 | 257 | 50 | 50 |
| | 財団 | 1,643 | 1,293,357 | 787 | 82 | 186 | 442 | 270 | 467 | 118 | 160 |
| | 計 | 2,444 | 1,902,560 | 778 | 82 | 257 | 669 | 416 | 724 | 168 | 210 |
| 都道府県 | 社団 | 3,336 | 810,019 | 243 | 72 | 518 | 958 | 396 | 1,123 | 211 | 130 |
| | 財団 | 3,677 | 1,962,228 | 534 | 62 | 710 | 1,010 | 396 | 841 | 298 | 422 |
| | 計 | 7,013 | 2,772,246 | 395 | 66 | 1,228 | 1,968 | 792 | 1,964 | 509 | 552 |
| 合計 | 社団 | 4,137 (100.0%) | 1,419,222 | 343 | 75 | 589 (14.2%) | 1,185 (28.6%) | 542 (13.1%) | 1,380 (33.4%) | 261 (6.3%) | 180 (4.4%) |
| | 財団 | 5,320 (100.0%) | 3,255,585 | 612 | 69 | 896 (16.8%) | 1,452 (27.3%) | 666 (12.5%) | 1,308 (24.6%) | 416 (7.8%) | 582 (10.9%) |
| | 計 | 9,457 (100.0%) | 4,674,806 | 494 | 71 | 1,485 (15.7%) | 2,637 (27.9%) | 1,208 (12.8%) | 2,688 (28.4%) | 677 (7.2%) | 762 (8.1%) |

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

社員数・評議員数規模別の法人数とその割合

公益社団法人の社員数を規模別にみると、「2～99人」と「100～499人」の法人が多い。また、公益財団法人の評議員数を規模別にみると、過半数が9人以下となっている。

社員数規模別の公益社団法人数とその割合

| | 法人数 | 社員数計 (人) | 平均値 (人) | 中央値 (人) | 2～99人 | 100～ 499人 | 500～ 999人 | 1000～ 4999人 | 5000人 以上 |
|------|-------------------|-------------|------------|------------|------------------|------------------|----------------|----------------|--------------|
| 内閣府 | 808 | 845,401 | 1,046 | 148 | 313 | 295 | 72 | 101 | 27 |
| 都道府県 | 3,361 | 2,576,169 | 766 | 265 | 941 | 1,309 | 506 | 539 | 66 |
| 合計 | 4,169 (100.0%) | 3,421,570 | 821 | 240 | 1,254 (30.1%) | 1,604 (38.5%) | 578 (13.9%) | 640 (15.4%) | 93 (2.2%) |

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

| | 法人数 | 評議員数計 (人) | 平均値 (人) | 中央値 (人) | 3～9人 | 10～ 19人 | 20～ 29人 | 30～ 39人 | 40～ 49人 | 50人 以上 |
|------|-------------------|--------------|------------|------------|------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 内閣府 | 1,677 | 18,167 | 10.8 | 9 | 921 | 623 | 87 | 12 | 11 | 23 |
| 都道府県 | 3,715 | 36,983 | 10.0 | 8 | 2,394 | 1,099 | 118 | 37 | 25 | 42 |
| 合計 | 5,392 (100.0%) | 55,150 | 10.2 | 8 | 3,315 (61.5%) | 1,722 (31.9%) | 205 (3.8%) | 49 (0.9%) | 36 (0.7%) | 65 (1.2%) |

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

理事数規模別の法人数(社団・財団別)とその割合

理事数を規模別にみると、公益社団法人では「10人から19人」の法人が、公益財団法人では「3人から9人」の法人が多い。

| | | 法人数 | 理事数計 (人) | 平均値 (人) | 中央値 (人) | 3～9人 | 10～19人 | 20～29人 | 30～39人 | 40～49人 | 50人以上 |
|------|----|-------------------|-------------|------------|------------|------------------|------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 内閣府 | 社団 | 808 | 15,191 | 18.8 | 18 | 122 | 352 | 254 | 51 | 12 | 17 |
| | 財団 | 1,677 | 16,147 | 9.6 | 8 | 1,014 | 573 | 70 | 17 | 1 | 2 |
| | 計 | 2,485 | 31,338 | 12.6 | 10 | 1,136 | 925 | 324 | 68 | 13 | 19 |
| 都道府県 | 社団 | 3,361 | 65,639 | 19.5 | 15 | 455 | 1,956 | 456 | 171 | 103 | 220 |
| | 財団 | 3,715 | 34,460 | 9.3 | 8 | 2,431 | 1,108 | 132 | 36 | 4 | 4 |
| | 計 | 7,076 | 100,099 | 14.1 | 11 | 2,886 | 3,064 | 588 | 207 | 107 | 224 |
| 合計 | 社団 | 4,169 (100.0%) | 80,830 | 19.4 | 15 | 577 (13.8%) | 2,308 (55.4%) | 710 (17.0%) | 222 (5.3%) | 115 (2.8%) | 237 (5.7%) |
| | 財団 | 5,392 (100.0%) | 50,607 | 9.4 | 8 | 3,445 (63.9%) | 1,681 (31.2%) | 202 (3.7%) | 53 (1.0%) | 5 (0.1%) | 6 (0.1%) |
| | 計 | 9,561 (100.0%) | 131,437 | 13.7 | 10 | 4,022 (42.1%) | 3,989 (41.7%) | 912 (9.5%) | 275 (2.9%) | 120 (1.3%) | 243 (2.5%) |

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

常勤・非常勤別の監事数

監事数を常勤・非常勤別に見ると、常勤監事がいる法人は73法人となる。

| | 法人数 | | 監事数計 (人) | 常勤 (人) | 非常勤 (人) |
|------|-------|----------------|--------------------|--------------|-------------------|
| | | 常勤監事がいる 法人数 | | | |
| 内閣府 | 2,485 | 32 (1.3%) | 5,000 | 34 | 4,966 |
| 都道府県 | 7,076 | 41 (0.6%) | 14,854 | 48 | 14,806 |
| 合計 | 9,561 | 73 (0.8%) | 19,854 (100.0%) | 82 (0.4%) | 19,772 (99.6%) |

注：週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者を「非常勤」とする。

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

会計監査人設置法人の割合(社団・財団別)

会計監査人を置いている公益法人は、社団で99法人、財団で251法人である。

| | | 法人数 | 会計監査人 設置法人数 | 割合 |
|------|----|-------|----------------|------|
| 内閣府 | 社団 | 808 | 46 | 5.7% |
| | 財団 | 1,677 | 114 | 6.8% |
| | 計 | 2,485 | 160 | 6.4% |
| 都道府県 | 社団 | 3,361 | 53 | 1.6% |
| | 財団 | 3,715 | 137 | 3.7% |
| | 計 | 7,076 | 190 | 2.7% |
| 合計 | 社団 | 4,169 | 99 | 2.4% |
| | 財団 | 5,392 | 251 | 4.7% |
| | 計 | 9,561 | 350 | 3.7% |

注: 公益法人は、貸借対照表における負債が50億円以上である場合その他一定の要件を満たす場合は、会計監査人を置かなければならない。また、定款の定めにより会計監査人を置くこともできる。

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

職員数規模別の法人数(社団・財団別)

職員数を規模別にみると、9人以下の法人が多く、0人又は1人の法人も一定数存在する。

| | | 法人数 | 職員数計 (人) | 平均値 (人) | 中央値 (人) | 0人 | 1人 | 2～9人 | 10～49人 | 50～99人 | 100人以上 |
|------|----|-------------------|-------------|------------|------------|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 内閣府 | 社団 | 808 | 23,729 | 29.4 | 5 | 35 | 87 | 462 | 187 | 20 | 17 |
| | 財団 | 1,677 | 45,420 | 27.1 | 4 | 77 | 239 | 831 | 372 | 78 | 80 |
| | 計 | 2,485 | 69,149 | 27.8 | 4 | 112 | 326 | 1,293 | 559 | 98 | 97 |
| 都道府県 | 社団 | 3,361 | 51,617 | 15.4 | 4 | 152 | 398 | 1,991 | 681 | 72 | 67 |
| | 財団 | 3,715 | 146,490 | 39.4 | 6 | 259 | 416 | 1,521 | 949 | 256 | 314 |
| | 計 | 7,076 | 198,107 | 28.0 | 5 | 411 | 814 | 3,512 | 1,630 | 328 | 381 |
| 合計 | 社団 | 4,169 (100.0%) | 75,346 | 18.1 | 5 | 187 (4.5%) | 485 (11.6%) | 2,453 (58.8%) | 868 (20.8%) | 92 (2.2%) | 84 (2.0%) |
| | 財団 | 5,392 (100.0%) | 191,910 | 35.6 | 5 | 336 (6.2%) | 655 (12.1%) | 2,352 (43.6%) | 1,321 (24.5%) | 334 (6.2%) | 394 (7.3%) |
| | 計 | 9,561 (100.0%) | 267,256 | 28.0 | 5 | 523 (5.5%) | 1,140 (11.9%) | 4,805 (50.3%) | 2,189 (22.9%) | 426 (4.5%) | 478 (5.0%) |

(出典)平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

常勤・非常勤別の職員数

職員数を常勤・非常勤別に見ると、常勤職員がいる法人は8,314法人となる。

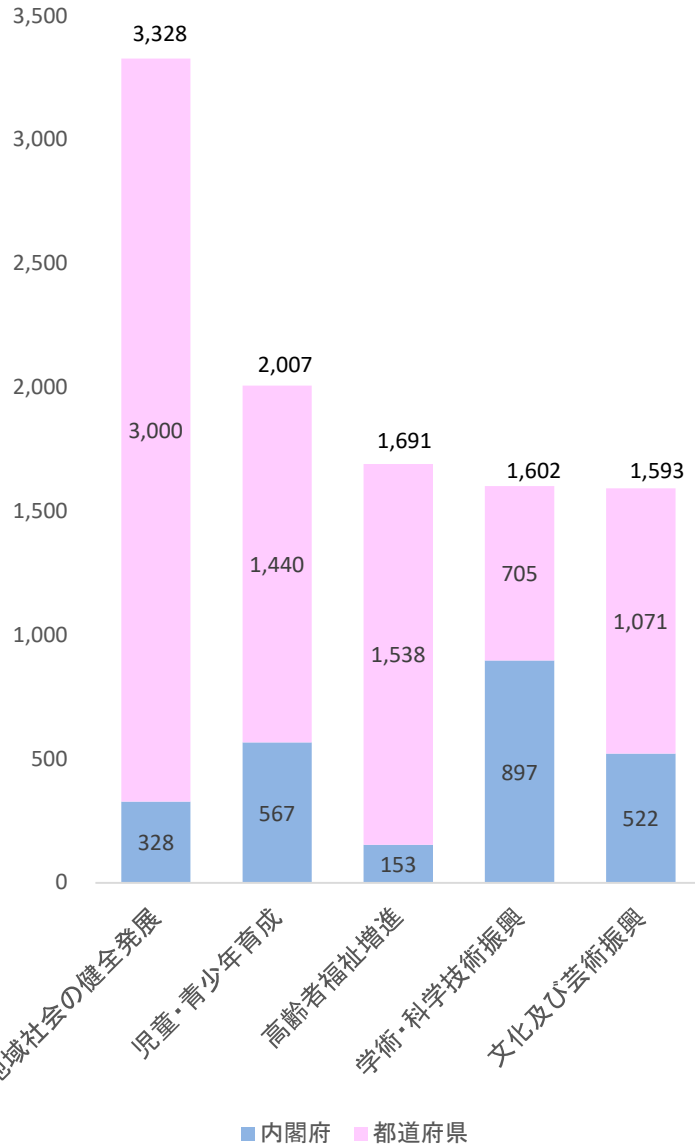
| | 法人数 | | 職員数計 (人) | 常勤 (人) | 非常勤 (人) |
|------|-------|------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| | | 常勤職員がいる 法人数 | | | |
| 内閣府 | 2,485 | 2,154 (86.7%) | 69,149 | 53,819 | 15,330 |
| 都道府県 | 7,076 | 6,160 (87.1%) | 198,107 | 153,483 | 44,624 |
| 合計 | 9,561 | 8,314 (87.0%) | 267,256 (100.0%) | 207,302 (77.6%) | 59,954 (22.4%) |

注：週3日以上出勤する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定を含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者を「非常勤」とする。

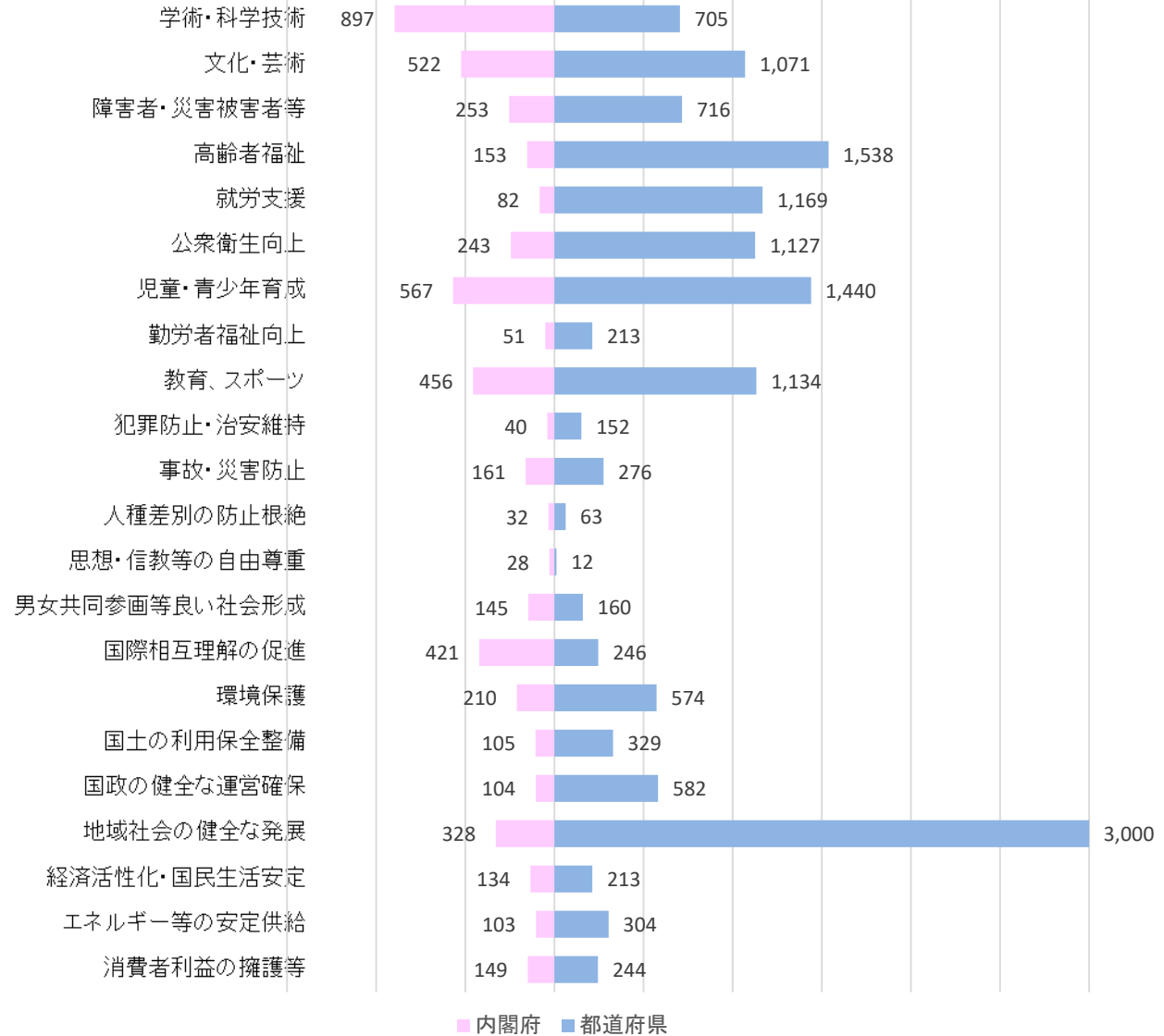
（出典）平成30年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」

活動分野別の公益法人数

上位5分野別法人数



活動分野別法人数(全22分野)

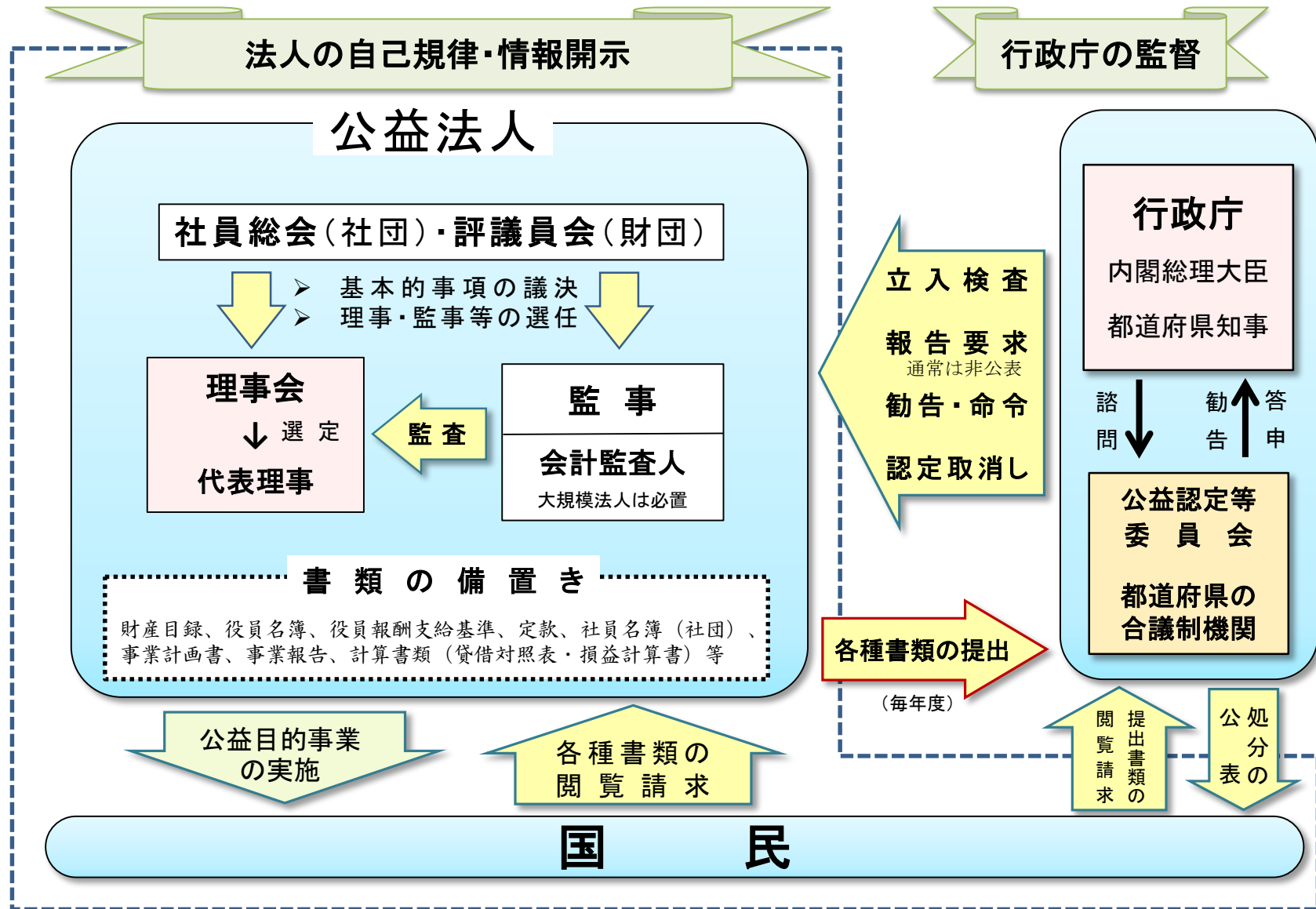


※平成30年12月1日時点

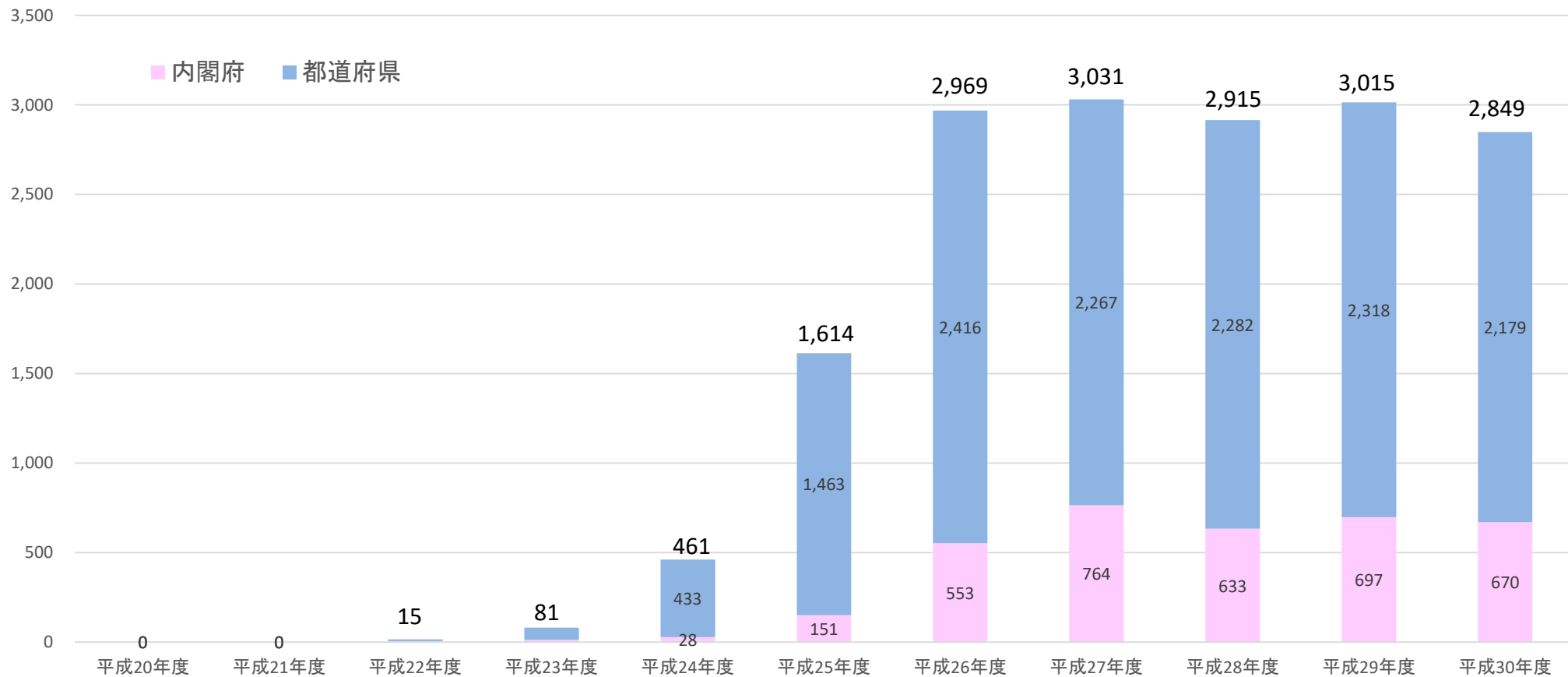
※上記の活動分野は、公益認定法別表に掲げる各事業分野(現在、実質的に22分野)

※一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

公益法人のガバナンスと行政庁による監督



立入検査の推移



| 年度(平成) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内閣府 | 0 | 0 | 6 | 12 | 28 | 151 | 553 | 764 | 633 | 697 | 670 |
| 都道府県 | 0 | 0 | 9 | 69 | 433 | 1,463 | 2,416 | 2,267 | 2,282 | 2,318 | 2,179 |
| 合計 | 0 | 0 | 15 | 81 | 461 | 1,614 | 2,969 | 3,031 | 2,915 | 3,015 | 2,849 |

注: 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

立入検査における指摘事項(例)

<機関運営関係の指摘事項>

- 1) 決算承認理事会と定時社員総会(評議員会)は、中2週間以上あける必要があるにもかかわらず、議事録を確認したところ、同日に開催していた。
- 2) 定時社員総会(評議員会)の招集手続を省略する場合に、理事会決定を行っていない。
- 3) 定時社員総会(評議員会)の招集通知に際して、計算書類等を提供していない。
- 4) 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、又は議事録に記載がなく実施の確認ができない。
- 5) 役員を選任に際し、個別に採決せず、一括で決議していた。
- 6) 議事録の作成・保存に不備がある(記載事項、記名・押印等)

<業務運営・手続関係の指摘事項>

- 1) 公益認定を受けた事業を実施していない(今後も実施の見込みがない)にもかかわらず、変更認定申請がされていない。
- 2) 既存の事業に含まれない事業を新たに実施していたにもかかわらず、変更認定申請がされていない。
- 3) 役員の変更、役員報酬の支給基準の変更、事務所所在地の変更に係る届出がされていない。
- 4) 公益目的事業に係る合議機関を設置しているが、当該機関に係る諸規則が事業運営の実態と整合していない部分がある。
- 5) 資格付与事業を実施しているが、審査に関与する者の専門性を合理的に説明できない。
- 6) 役員報酬規程、財務諸表の注記、附属明細書等が備え置かれていない。
- 7) ウェブページで公告されている貸借対照表等のデータが古いままで更新されていない。
- 8) 役員報酬規程では無報酬と規定されているが、実際には理事会の出席に際し、報酬に該当する一定額を支給していた。
- 9) 実費相当の費用としての積算根拠が明らかでない一定額を、交通費や通信費の名目で支給していた。

報告要求の推移

【報告要求の推移】

| 年度 (平成) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 内閣府 | 0 | 0 | 5 | 1 | 21 | 27 | 39 | 24 | 14 | 24 | 24 |
| 都道府県 | 0 | 0 | 0 | 6 | 32 | 107 | 70 | 91 | 112 | 70 | 67 |
| 合計 | 0 | 0 | 5 | 7 | 53 | 134 | 109 | 115 | 126 | 94 | 91 |

注:表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

【報告要求の内容の例(内閣府分)】

- 評議員会や理事会等の開催及び議事録に係る疑義
- 行政庁への提出書類の提出が遅れた理由と提出時期の見込み、今後の再発防止策
- 必要な変更認定を受けることなく事業を行った経緯及び理由
- 収支相償について、収入が費用を上回った原因と解消策、再発防止策
- 不透明と考えられる貸し付けの実態等
- 財政基盤悪化の経緯と理由
- 毀損財産(役員報酬等の不適切な支出)の回復の対応方針

公益法人に対する勧告・命令の実績

【勧告の推移】

| 年度 (平成) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 内閣府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 都道府県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 |

※表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

※命令については内閣府・都道府県ともに実績なし

【勧告の状況(内閣府分)①】

| | 法人名 | 主な勧告事項 |
|--------|-----------------|---|
| 平成25年度 | (公財)全日本柔道連盟 | ○「技術的能力」(暴力等の不当行為に依存しない競技者等の適正な育成)及び「経理的基礎」(助成金等に係るコンプライアンスの徹底等)の回復 ○不適正受給した助成金の全額返還、責任の所在に応じた損害賠償請求等の検討、再発防止策の徹底 ○法人の各機関の責任の明確化とこれに応じた適切な措置、適正な事業実施体制の再構築 |
| | (公財)日本アイスホッケー連盟 | 評議員会における役員の選任結果に基づき、速やかに旧体制から新体制への業務引継ぎを行い、法人の業務を適切に執行する体制を速やかに確立すること |
| | (公社)全日本テコンドー協会 | 全社員に社員総会における議決権の行使を認めること。同時に、賞罰規程につき必要な措置を講じること |
| 平成26年度 | (公社)日本プロゴルフ協会 | ○暴力団員等が事業活動を支配していると疑われるような事態を排除するために必要な措置を講じ、公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること ○これを実施するため、改めて客観的かつ徹底した事実解明を行うとともに、再発防止策を徹底すること。その際本件についての役員それぞれの責任を明らかにした上で、内外に対する説明責任を果たすため、必要な措置を講ずること。 |

公益法人に対する勧告の状況

【勧告の状況(内閣府分)②】

| | 法人名 | 主な勧告事項 |
|--------|----------------|---|
| 平成26年度 | (公社)全日本テコンドー協会 | <p>○経理的基礎(経理処理・財産管理の適正性)の回復。その重要な一環として、代表理事である会長個人の財布と法人の会計とを分離するための必要な措置を講ずること</p> <p>○理事会及び社員総会における適切な検討。これを通じた理事会及び幹事の責任の明確化、再発防止策の徹底を含めた適切な措置を講ずること</p> |
| 平成27年度 | (公財)日本ライフ協会 | <p>○経理的基礎を回復、確立するために以下の措置を講ずること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二者契約の預託金を早急に確保するための「回復計画」の策定 ・二者契約の預託金を保全・管理するための体制の確立(法人から独立した責任者の設置、運用管理規程の整備) ・既存の二者契約を三者契約に変更する「変更計画」の策定 <p>○執行部(代表理事、専務理事)、理事会、評議員会それぞれの責任を明らかにし、事業を適正に運営する体制を再構築すること</p> |
| 平成28年度 | (公社)日本近代五種協会 | <p>○可能な限り早期に債務超過を解消すること。そのための具体的かつ実効性ある取組を規定する計画を策定すること</p> <p>○公益財団法人日本オリンピック委員会への返還債務について、これが生じた責任を明らかにするとともに、法人としてとるべき対応方針を決定し、実施すること</p> <p>○各理事及び監事が、役員の義務を十分に果たし、適正な法人運営ができるよう、法人として必要な措置を決定し、実施すること</p> |
| | (公財)日本生涯学習協議会 | <p>○講座の監修に必要となる専門性を確保すること</p> <p>○形式的又は簡易な審査により監修した講座名等を明示し、必要な措置を講ずること</p> <p>○今後、生涯学習指導者としての資格等の標記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、必要な措置を講ずること</p> |
| | (公財)全国里親会 | <p>○平成24年度以降の適正な事業報告等を速やかに作成し提出するとともに、公益法人制度に精通する者を確実に関与させること</p> <p>○当該事態の経緯の詳細を説明するとともに、理事、監事等の責任を明らかにすること</p> <p>○公益認定を受けた法人として適正に事業を実施できる体制を再構築すること</p> |
| 令和元年度 | (公財)国際医学教育財団 | <p>○同法人自らが事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存している状況を改善すること</p> <p>○法人の各機関が、法令の規定に基づき義務を十分に果たすとともに権限を適切に行使し、適正な法人運営が行えるよう、適正な体制を講ずること</p> |
| | (公財)日本プロスポーツ協会 | <p>○理事の責任において、早急に、評議員会を開催するとともに、その承認を受けた上で平成29年度及び同30年度の計算書類を行政庁に提出すること</p> <p>○評議員会の規模の適正化を図り、その人選を見直すことなどにより、理事を牽制・監督するという評議員本来の役割を果たし得る体制を構築すること</p> |

公益法人に対する取消しの状況

【取消しの状況(内閣府分)】

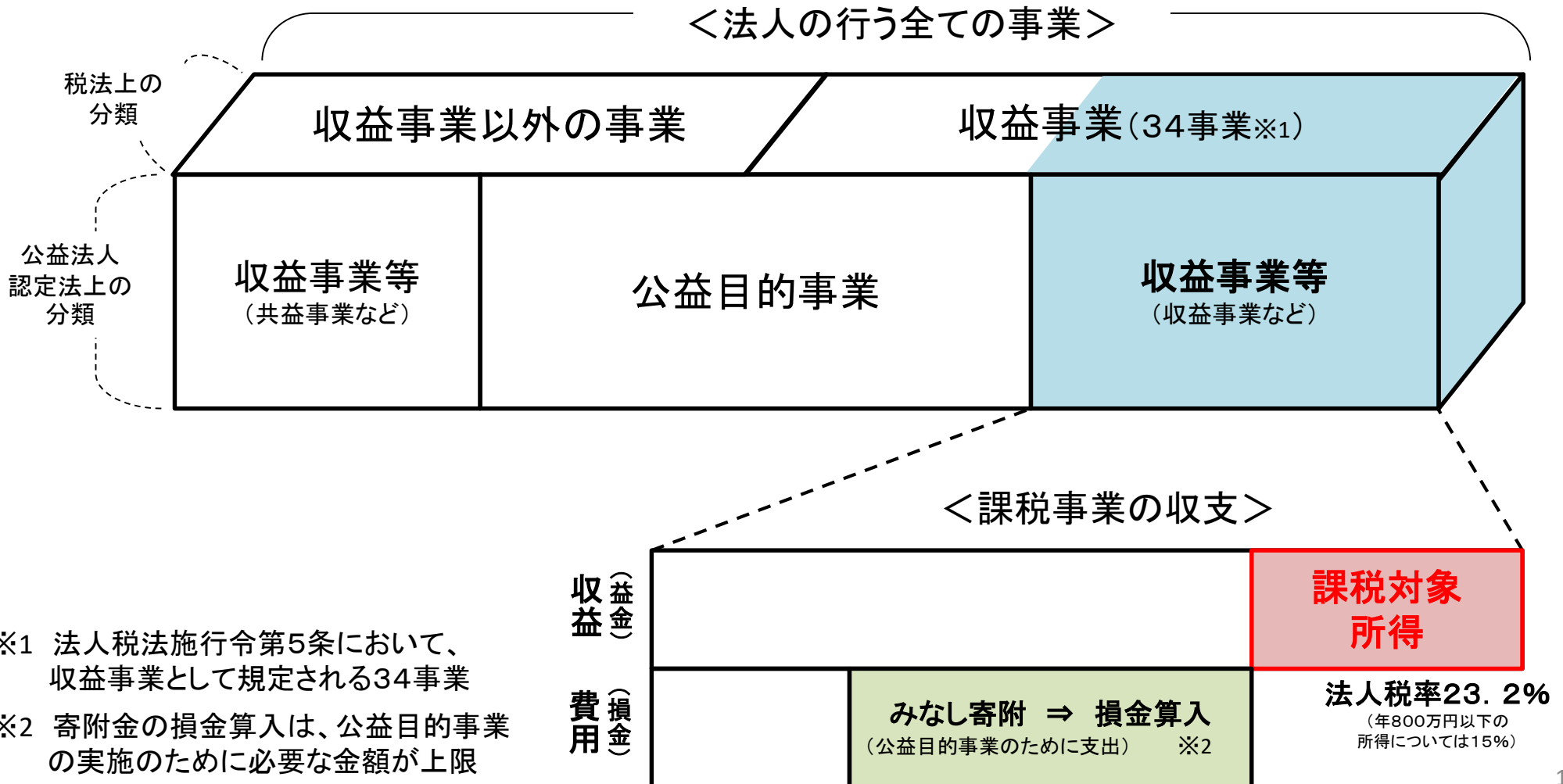
| 年度 | 法人名 |
|--------|---|
| 平成26年度 | (公社)全日本テコンドー協会※ |
| 平成27年度 | (公財)日本ライフ協会、(公社)日本ポニーベースボール協会※ |
| 平成28年度 | (公社)生涯学習協議会※ |
| 平成29年度 | (公社)日本レジャーダイビング協会※、(公社)危機管理協会※、(公社)助けあいジャパン※、 (公社)東日本大震災雇用・教育・健康支援機構※ |
| 平成30年度 | (公財)LIXIL住生活財団※、(公財)マダム・バタフライインターナショナル財団※、(公社)日本左官会議※、 (公社)少年軟式野球国際交流協会※ |
| 令和元年度 | (公社)全日本司厨士協会※、(公社)絆ファウンデーション※、(公社)誕生学協会※ |

注1:表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

注2:表中の「※」を付した法人の取消しは、法人からの申請に基づくもの

公益法人の法人税制

- ・公益法人は収益事業課税(ただし収益事業であっても公益目的事業なら非課税)
- ・収益事業から公益目的事業に支出した金額は、「みなし寄附」とされ損金算入



※1 法人税法施行令第5条において、収益事業として規定される34事業

※2 寄附金の損金算入は、公益目的事業の実施のために必要な金額が上限

寄附金についての税制上の優遇措置

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度が認められている。

①個人からの寄附（1. 又は2. のいずれか適用）

【所得税】

1. 所得控除

すべての公益社団・財団法人への寄附が対象

2. 税額控除

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人への寄附が対象

【パブリックサポートテスト（PST要件）とは】

法人の過去の実績において以下の要件1又は2のいずれかを満たすことが必要。

- <要件1> ・実績判定期間における、3000円以上の寄附者数が「実績判定期間年数×100人以上」かつ、
（公益目的事業費用が1億円未満の場合、当該費用の額に応じ、必要な寄附者数を緩和）
・当該寄附者からの寄附金額が「実績判定期間年数×30万円以上」
- <要件2> ・実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額が20%以上」

②法人（民間企業等）からの寄附

【法人税】

法人からすべての公益社団・財団法人へ支出された寄附金について、所得金額や資本金額等から算出される一定額を限度として、損金算入

公益法人に対する寄附税制の拡充等

<制度施行当初>

<現在>

【フローに関する寄附税制】

所得税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円
- ・控除の方法は、所得金額から一定額を控除する方法（所得控除）のみ

所得税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円
- ・所得控除に加え、税額控除制度を創設（所得控除との選択制に）
→その後、税額控除対象法人となるためのPST要件を緩和

個人住民税

- ・公益法人に対する寄附に対し、一定の控除が行える
- ・寄附金控除の適用下限額は、5,000円

個人住民税

- ・寄附金控除の適用下限額は、2,000円

【ストックに関する寄附税制】

みなし譲渡所得税

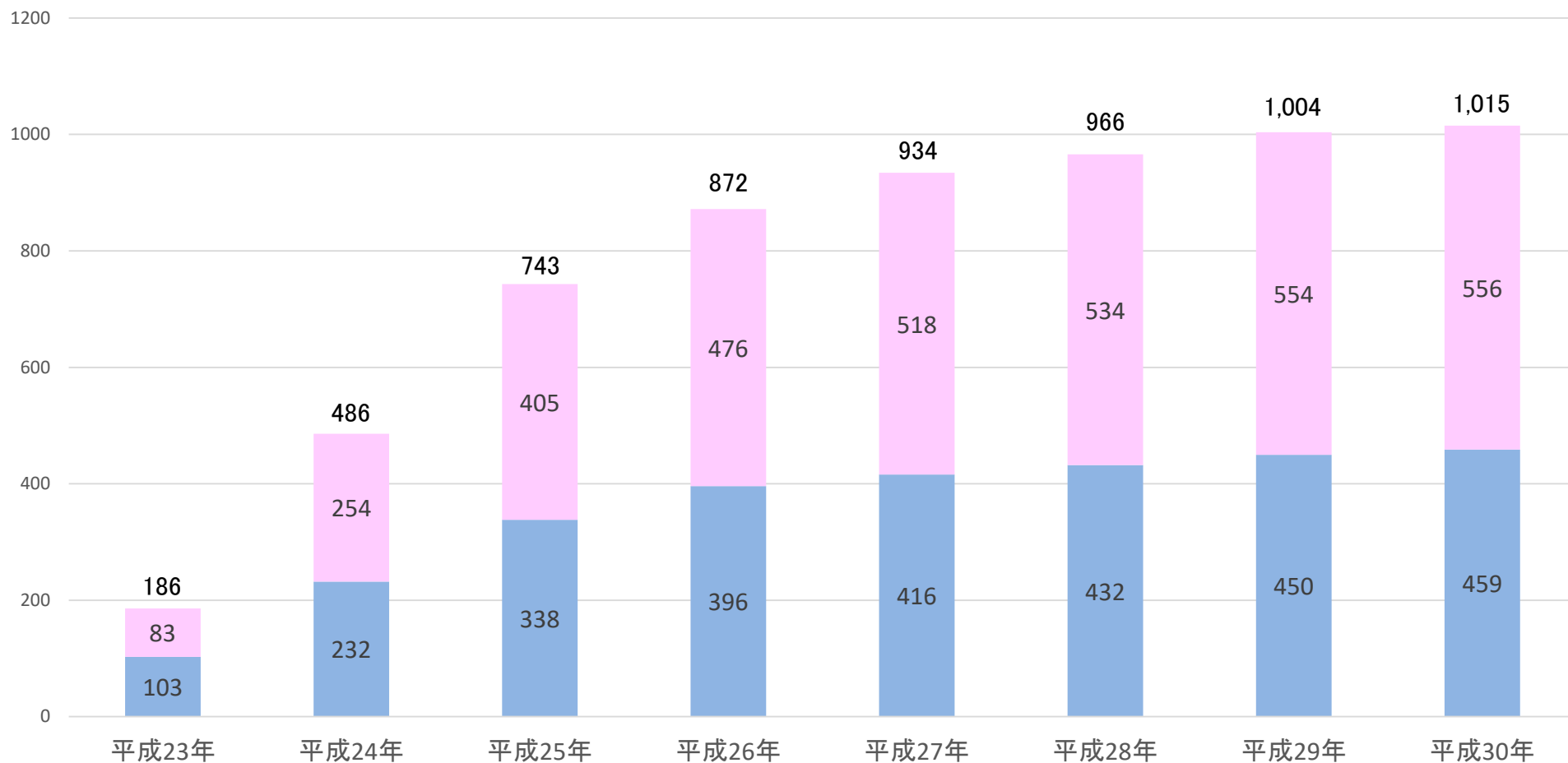
- ・公益法人に対する現物資産の寄附のうち、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けたものについては、みなし譲渡所得税が非課税となる

みなし譲渡所得税

- ・公益法人が寄附財産を不可欠特定財産とする等の要件を満たす場合に、申請手続きを簡素化
- ・公益法人が寄附財産を、行政庁の確認を受けた「基金」に組み入れる等の場合に、申請手続きを簡素化、資産の買換えに係る要件等を一部緩和

※その他、公益法人等が実施する一定の奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置等が創設されている。

税額控除対象法人数の推移



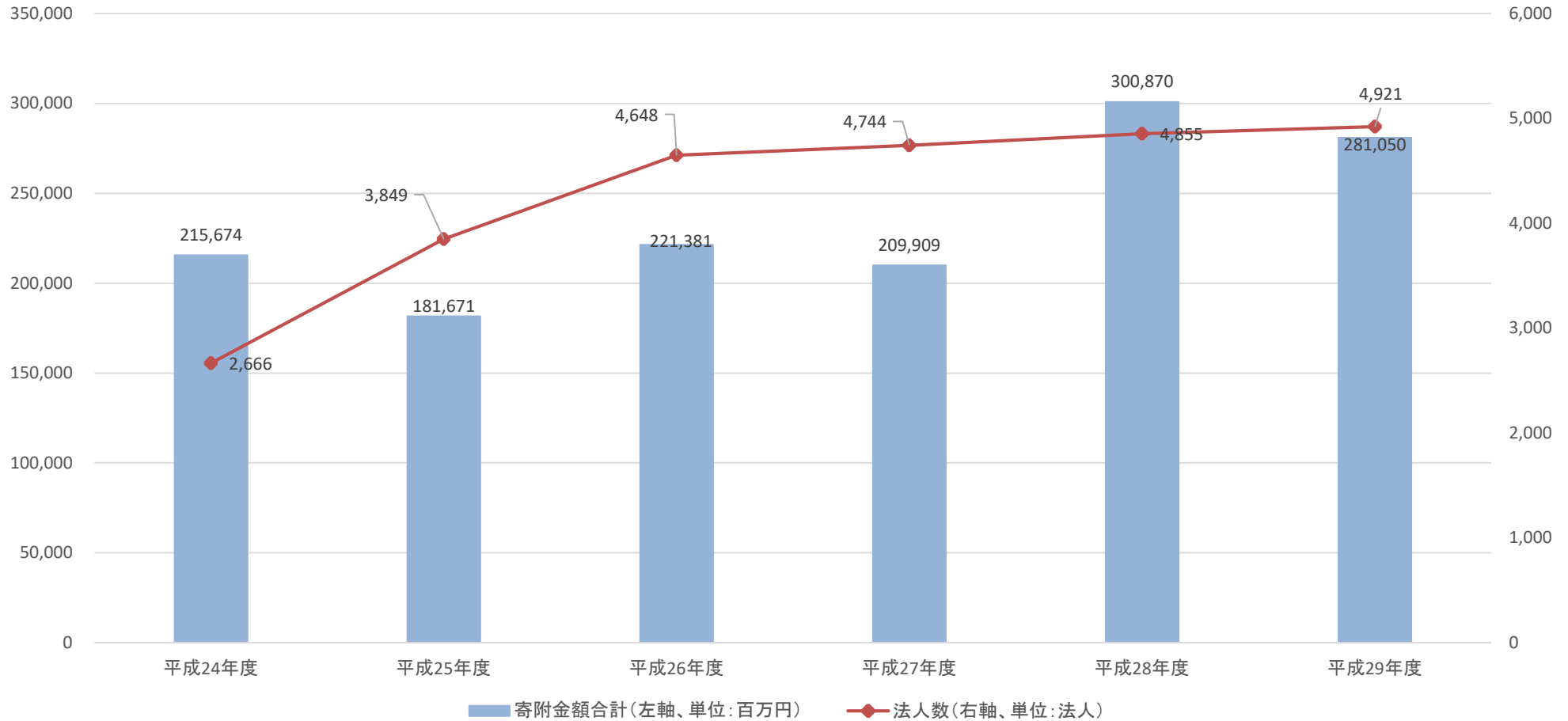
平成23年4月1日
制度創設

■内閣府 ■都道府県

平成28年4月1日
PST要件緩和

※各年12月1日現在

法人の寄附金収入金額合計及び寄附金収入のある法人数の推移



| 年(平成) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 寄附金額合計 (単位: 百万円) | 215,674 | 181,671 | 221,381 | 209,909 | 300,870 | 281,050 |
| 法人数(単位: 法人) | 2,666 | 3,849 | 4,648 | 4,744 | 4,855 | 4,921 |

※ 「法人」は内閣府認定・都道府県認定を含む。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

略

また、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ (自由民主党行政改革推進本部)

1. 経緯

- ① 一部のスポーツ関係団体などで公益法人としてのガバナンスの機能不全が疑われる事態も生じていることを受け、そのあり方を検証するため、平成30年11月、(自)行革本部に検討チームが設置
- ② 10回にわたる議論と公益法人等からのヒアリングを経て、令和元年6月28日、「提言とりまとめ」を片山大臣に手交

2. 主な内容

税制優遇を受けるに相応しいガバナンスが求められる公益法人について、ガバナンスの機能不全を予防・改善し、自律的な運営をより確かなものにするための方策が提言。(他に、学校法人についても提言)

(1) 評議員・社員

- i) 一定規模以上の財団法人に、外部性・独立性が高い「独立評議員」1名以上の選任を義務付け
- ii) 財団法人の評議員による役員等の責任追及の訴えの制度を導入(社団法人の社員には既に導入)
- iii) 社員・評議員は6名以上に(現行:社員2名(設立時)、評議員3名)

(2) 役員

- i) 一定規模以上の法人に、外部性・独立性が高い「独立理事」「独立監事」各1名以上の選任を義務付け
- ii) 外部性・独立性について十分・明確な基準を設定

(3) 監査体制

会計監査人の設置を義務付ける基準を引き下げ
(現行:収益1,000億以上、費用・損失の合計1,000億以上又は負債50億以上)

(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

- i) 事業報告等について、閲覧請求しなくても見られるよう、公衆の縦覧に供する仕組みに
- ii) 公益法人による自主基準「チャリティガバナンス・コード」の策定を推進

(5) 解散時の残余財産の帰属先

行政庁の承認を要する仕組みとする(現行:届出)

「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」報告書 (平成31年3月27日 内閣府公益認定等委員会)

1. 趣旨・目的

平成30年12月を以て、公益認定法[※]の施行（平成20年12月）から10年の節目を迎えたことから、新制度発足以降の10年間の歩みを振り返り、「民による公益の増進」の状況やこれまでの合議制機関及び行政庁の取組・成果等について概観するとともに、これまでの審査・監督において個別事案を取り扱う中で得られた問題意識等について整理する。

※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）

2. 取りまとめに至る経緯

平成30年6月以降、内閣府公益認定等委員会において、これまでの合議制機関及び行政庁の取組・成果、これまでの個別の事案の審査・監督を通じた問題意識等について、都道府県の合議制機関委員との意見交換等を行いつつ、議論を重ねるとともに、現状や問題意識等の分析・整理を行った。

平成31年3月、こうした議論等を踏まえ、報告書を取りまとめ。

3. 主な内容

新公益法人制度について全体的に見ると、一定の成果があがっていると評価できる一方で、個別の事案の審査・監督を行う中で問題意識等も感じてきたところ。

各公益法人においては、自らの目的・理念に則って「自立」と「自律」を重視した法人運営が強く求められていることを十分認識した上で、適正な運営に取り組んでいくことが期待される。

公益活動の循環の拡大に向け、法人の活動を支える国民の関与が極めて重要。国民の認知・関心が高まり、法人に対する積極的な関与や支援が行われることが望まれる。

内閣府公益認定等委員会としても、法人における適正な運営と活動の活発化に向け、引き続き支援を行っていくとともに、国民の公益法人（公益法人制度）に対する信頼の確保に向け、審査や監督に努めてまいりたい。

公益認定基準(認定法5条各号)

1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

- ①公益目的事業を行うことが主たる目的であること。(1号)
- ②公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力があること。(2号)
- ③理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと。(3、4号)
- ④社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。(5号)
- ⑤公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(7号)

2. 法人の財務に関するもの

- ①公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。(6号)
- ②公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること。(8号)
- ③遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。(9号)

3. 法人の機関に関するもの

- ①同一親族等および他の同一団体の関係者が理事又は監事の3分の1を超えないこと。(10号、11号)
- ②一定の基準を満たす場合に会計監査人を設置していること。(12号)
- ③理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること。(13号)
- ④社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。(14号)

4. 法人の財産に関するもの

- ①他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有していないこと。(15号)
- ②公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。(16号)
- ③公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。(17号)
- ④清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。(18号)

認定法別表

<認定法第2条による定義>

公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- | | |
|---|--|
| 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業 | 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業 |
| 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業 | 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業 |
| 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業 | 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 |
| 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 | 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業 |
| 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業 | 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業 |
| 六 公衆衛生の向上を目的とする事業 | 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業 |
| 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 | 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業 |
| 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 | 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 |
| 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 | 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業 |
| 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業 | 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの |
| 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業 | |
| 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業 | |
| 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業 | |

※「政令で定めるもの」は制定されていない

公益法人制度の経緯

| | |
|-------------|---|
| 平成18年6月2日 | 公益法人制度改革関連三法の公布 |
| 平成19年4月1日 | 内閣府公益認定等委員会設置(委員長:池田守男) |
| 平成19年9月7日 | 政令・内閣府令公布 |
| 平成20年4月11日 | 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」、 「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定 |
| 平成20年12月1日 | 新公益法人制度の施行 |
| 平成22年4月1日 | 第二期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:池田守男) |
| 平成25年4月1日 | 第三期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:山下徹) |
| 平成25年11月30日 | 新公益法人制度への移行期間が終了 |
| 平成28年4月 | 第四期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:山下徹) |
| 平成31年4月 | 第五期公益認定等委員会の委員7名任命(委員長:佐久間総一郎) |